

日本における農業・農村の動向と地理学の対応

新井 桂子

1. はじめに

近年、国民の間では、自然あるいは緑への要求が高まっている。経済的価値をもつとして利用されている自然や保全を目的として維持されている自然など、人間によって維持・利用されている自然のほうが、かつて利用され現在では放置されている自然に比べて良好な状態を保っていることを考慮すると、国民の要求に応える豊かな緑や自然の適切な利用・維持は重要である。その役割の一端を担っているのが農業であり、農業が営まれる場としての農村であり、農業や農村の持続性は経済的にも社会的にも大きな意義をもっている。

しかし、日本の農業は高齢化や就業者の減少という労働力の問題や食糧自給率の低下などからその衰退が問題となっている。さらに、農業を支える農村は特に中山間地域において過疎化の進展による耕作放棄地の増大やそれによって引き起こされる環境問題が顕在化している。高度経済成長期初期の1961年に制定された農業基本法に基づいておこなわれてきた、いわゆる「基本法農政」のもたらした問題は大きい。一方、近年、農業や農村の衰退傾向に、少しずつではあるが逆行する動きも出てきている。

そこで、今回の報告では、まず、現在の農業のあり方を規定した農業基本法の概略とその問題点について述べ、次に近年の農業とそれを取り巻く社会に生まれている変化について述べる。そのような変化のなかから、これからの農業を活性化し、農業が営まれる場としての農村が存続していくための条件を探りたい。そして、そのような現実の動きの中で、これまで多くの農村を研究対象としてきた地理学においては、現在の農業及び農村の抱え

る問題を解決し、その持続性を考える際に、どのような視点で研究を進めることが有効であるかを考えてみたい。

2. 農業基本法とその評価及び問題点

第二次世界大戦終結後、農村では農地改革という大きな変動を経験しながらも、流入する人口を受け入れ、その豊富な労働力を利用して緊急の必要である食糧増産が行われた。そして、1955年には米の収穫量が1238万5千トンの大豊作¹⁾となるまでに生産力は向上する。しかし、同じく1955年前後からは第二次大戦による荒廃から回復した工業の成長も始まり、農業と工業の間の所得格差が拡大するなかで、1961年に農業基本法が制定されることになる。

農業基本法制定の背景には、他産業、特に工業との所得格差の是正、農産物需要の変化のなかで今後需要の伸びが予想される農産物の生産の選択的拡大、世界的な貿易自由化の流れに対処するための国内農業の生産性の向上、農地改革によって生み出された零細な自作農業経営の規模拡大、高度成長を背景とした他産業への労働力移動による農業の労働生産性の向上、農業関係者²⁾からの農林予算確保の要請があった。そして、以上のような背景のもとに、農産物生産の選択的拡大、農業の生産性の向上と農業総生産の増大、経営規模の拡大や農地の集団化等の農業構造改善、農産物価格と農業所得の安定、農業資材の生産及び流通の合理化と価格の安定、後継者の養成・確保と他産業への就業の保証、農村生活の整備と農業従事者の福祉の向上という施策がたてられた(加藤, 1985)。

工業との所得格差の是正を第一に掲げた農

業基本法の理念については、第二次世界大戦の敗戦から復興を遂げ、経済の成長段階に入りつつあった当時の状況に照らして、一応の評価がなされている。しかし、1955年以降の経済の高成長期に、第二次・第三次産業が生産力を高め、労働力を吸収していった反面、農業は、供給熱量による自給率が昭和40(1965)年度の73%から平成6(1994)年度には46%まで低下し、農業就業人口³⁾の全就業人口に占める割合は1961年の31.8%から1994年には5.2%に低下した⁴⁾。さらに、耕地面積の動向を見ると、1970年の579万6000haから1996年には499万4000haと26年間で80.2万ha、13.9%減少し、耕地利用率は1994年初めて100%を割り、1995年には97.7%となった⁵⁾。以上のことから、農業基本法が制定されて以降、農業就業人口の減少が急速に進行し、耕地として利用される土地も減少して、農業の生産基盤が弱体化してきたことは明らかである。

このような農業の現状をもたらした基本法農政に対して、これまでに多くの批判が行われている。蓮見(1990)は、農業基本法制定の前年(1960年)に発表された所得倍増計画に照らして、「農業者においても所得倍増をはかりつつ他産業従事者との所得均衡がはからねばならない」状況において、農産物価格は上げられない、農産物の増産は必要ないという当時の前提の下、農業者数を減らすことによって残った農民一人当たりの所得だけを増加させようとしたものであると述べている。また、原田(1997)は、高度経済成長のなかで「工業(都市)が農業(農村)に期待したこと」として「第一に労働力を工業に提供すること、第二に工業生産物を購入すること、第三に急増する都市人口に対して大量の食糧を不安なく供給すること」であったとして、農業基本法によりなされたのは農政を工業の論理によって進めた「工政」であるとしている。

これをさらに詳しく述べると、第一の点については、「他産業への労働力移動」が農村に

おける余剰労働力の吸収にとどまらず、やがて経営者まで吸引され、農業労働力の減少、兼業農家の増加、中山間地域においては挙家離村による地域社会の崩壊や耕作放棄地の増大による自然環境の悪化、食糧の安定供給への不安をもたらしたこと、第二の点については、テレビなどの耐久消費財の購入から農業に要する生産資材、機械等の購入、圃場整備など農業基盤整備というかたちで実現され、農業労働の困難さが解消された面はあるものの過剰投資という面も否定できないこと、そして、第三の点については、米は生産力の増大に対し消費量が減少したため過剰が生じ減反を実施するほどになり、野菜類は単一作物を大量生産する主産地形成が交通体系の整備による遠隔地輸送の効率化や冷蔵・冷凍技術の進歩に支えられて実現することになるが、反面、連作障害や農薬・肥料の使用による作物及び環境の安全性の問題等を生じさせた。

3. 近年の日本の農業に現れた新しい動き

現在では、以上のような正負両面を併せ持つ農業基本法以降の農政について見直しの動きも出てきており、新農業基本法制定に向けての作業も行われている⁶⁾。農業は自然の制約のもと、人間が生命を維持するために必要不可欠な食糧を供給するという性格を持つため、経済活動としてのみならず、社会の全体構造との関係のなかで考察する必要がある。さらに、近年は、1985年のプラザ合意以降の円高の進行、1991年の牛肉自由化、1992年のオレンジ果汁自由化、1995年ウルグアイ・ラウンド交渉の合意による米の輸入という国際的な貿易環境の変化とその影響によって従来からの農業のあり方を見直さざるをえない状況も生まれている。

そこで本節では、近年の日本の農業に起こっている変化の事例を、1997年6月24日～6月28日、7月23日～25日、29日～30日、8月12日～15日、19日～20日の日本経済新聞に「食のコスト」として特集された農業・水

産業に関する記事の中から選び、生産、流通、消費の各分野について述べる。そして、農業における新しい動きとして農業からの起業の動き、農業就業者の動向についても述べ、そのような動きの中から、これからの農業を活性化し、農業が営まれる場としての農村が存続していくための条件を探りたい。

(1) 生産

基本法農政のもとで進められた生産方法は、一つの産地では単一作物を大量に生産するものであった。しかし、現在ではその弊害が連作障害と作物及び環境の安全性への不安というかたちになって現れている。他方、外国からは安価な輸入品が大量に流入し、価格競争が激しくなっている。このような事態を受けて国内各地で新しいかたちの生産方法が生まれてきている。

野菜生産の分野では、高知県土佐山村の野菜工場の事例がある。ここでは、外界から隔離された室内で、白衣に着替えた人間が、人工照明や水噴霧を使ってサラダ菜やリーフレタスといった葉菜類を農薬を使わずに栽培している。このような環境では病原菌や害虫の入り込む確率が少なく、天候に左右されずに品質の良いものを安定して生産できるため収入も安定する。工場の建設費用や光熱費など生産コストが高くなるため市場価格はかなり高い⁷⁾が、安全や健康という付加価値を持ち、それらを重視する消費者の意識に支えられて順調な売れ行きをみせている。

また、沖縄県糸満市では、主力であるサトウキビの生産量が減少している反面、温室栽培によるゴーヤー（にがうり）生産が盛んになりつつある。露地もののゴーヤーと異なり温室で栽培されたものは形が整っており、県外に出荷すると県内の価格の2倍近い値段で販売される。ゴーヤーの場合もビタミンCが豊富で「長寿県沖縄を支える野菜」という健康なイメージが評価され、県外での需要が伸びているのである。温室によるゴーヤー生産は、土地を集約的に利用し県外への輸送にかかる高コストを吸収できるだけの品質の良い

ものを生産したことで、消費者の健康志向に適合した付加価値の高い商品を生み出すこととなった。

次に果樹生産地の事例として和歌山県那賀町の場合をみると、紀ノ川農業協同組合はミカンを主とする低農薬青果物を生産し、前身の那賀町農民組合が結成された1976年当初から生協と提携した産直方式によって売り上げを伸ばしてきた。しかし、近年生協による産直市場の拡大が進まず、また、ミカンの需要の低迷とそれに代わる商品が見つからないため、売り上げが伸び悩んでいる。産直については、従来中心であった生協のシェアが落ち、大手量販店の取り組みが本格化している。紀ノ川農協も大手スーパーへの野菜の供給を試験的に開始したが、この場合は年間を通じて多品種で大量の商品を確保することが必要になる。そこで、全国の78の産直団体では産地間の連携を目的に「全国産直産地リーダー協議会」を結成、また、紀ノ川農協の地元では総合農協である紀の里農協などと共同して「有機の町づくり」という低農薬野菜振興にも取り組み始めている。たとえ低農薬であっても需要拡大のためには新しい方策が必要とされる時期にきており、その一つが他産地との連携である。

流通と連携して成功した事例は三重県亀山市の和牛生産である。三重県経済連は、1989年、牛肉の輸入自由化に対する危機感から安定した販売先を確保する目的で大手スーパージャスコと交渉を開始した。三重県経済連は過去に松阪牛をブランド化した実績があり、スーパー側には、セリを通さない契約生産という方法をとることによって数量・価格面で安定した仕入れが可能になるというメリットがあった。従来、和牛生産は投機的な側面を持ち、非効率な面が多く安定的な経営を阻んできたが、亀山市で生産を担当する一本松畜産組合の理事長は旧来の方法を否定し、三重県内では他の生産者グループの中にも流通との契約生産を目指す動きがあり、和牛生産拡大の一つの方法と考えられる。

同じ畜産部門であっても、豚肉は需要量こそ食肉のなかでは最も多いが、伸び悩みが見られ、国内の生産量は減少傾向にある⁶⁾。これは担い手の不足・高齢化、畜舎周辺の問題、冷蔵豚肉を中心とした輸入の増加などが原因とされている。そこで、長野県上田市の畜産農家ではSPF豚（清浄豚）を導入した。この豚は生まれながらにして五種類の病原体を持たないため安全性をアピールすることができ、肉質への評価も高いので値崩れすることが少ないという利点がある。安全性とおいしさという付加価値を持つことで安価な輸入豚肉に対抗しようとするものである。しかし、通常の豚からSPF豚への転換には多額の投資が必要なこと、污水处理や農場周辺の脱臭対策にかなりのランニングコストがかかることなど経費面での問題が大きく、SPF豚に転換できるのは従来から経営規模が大きく労働力の確保されている農家に限られるのではないかと考えられる。

以上の5件の事例から、国内の農業生産については、海外からの安価な輸入品に対抗するため、いかに付加価値を高めるかが課題と考えられる。その際には安全性や健康を志向する消費者のニーズに対応した作物を作ることが必要であり、産直や大手量販店との提携による安定した販路の確保も必要になる。また、日本全体の農業という観点に立つならば、産地間の連携も重要である。

(2) 流通

農産物の流通は生産者から農協などの出荷業者を通じて卸売市場へ出荷され、卸売市場を経て小売店に卸された品物を消費者が購入するという流れが主流だった。しかし、消費者のニーズが多様化するなかで、大量集荷・販売を前提とする農協を介した流通方法によらない流通形態が生まれてきている。また、今まで生産者と販売業者を中継する役割を担ってきた卸売市場でも、市場外流通の増加、大型店の台頭と従来型の小売店の減少、情報化の進展などによって改革が必要な状況となっている。

まず、農協が生産者→農協→卸売市場→小売店という従来型の流通方法によらない動きを行っている事例が千葉県山武郡市農業協同組合睦岡支所である。ここでは、組合員が生産する「オーガニック（有機）野菜」を農協を通さず、スーパー、ファストフード店、生協など約25の事業体と直接取り引きを行って販売している。有機野菜は収量が少なく、大量出荷を主とする農協の流通方法にはなじまないという作物に由来する制約以外に、従来の方法では消費者のニーズが生産者に伝わりにくいこと、農協や卸売市場を通さないほうが農家の収入は増し消費者も安い商品を手に入れることができるというメリットがある。

一方、他の農協では組織の論理を優先し、たとえ優良な品種であっても規格に合わないものは農協としては認められないとして排除した例もある。ショウガをめぐる農家対農協の対立は、結果的には、優れた商品を見出そうとする卸最大手の東京青果の動きによって農家の側に有利に展開した。価格が大幅に安い中国産のショウガに対抗するためには、農協としても優れた品種のものを流通させる必要があるとの意見も強くなっており、ここでは意識改革を含めて農協主導の流通方法をめぐる改革が求められている。

また、これまで流通の中心であった卸売市場にも大きな変化が起こっている。例えば、首都圏では、1989年、東京都中央卸売市場・大田市場が開業した。ここは世界有数といわれる広大な敷地（38万6千平方メートル）と首都高速道路に近い立地をいかして全国の産地から農作物を集めている。この影響を受けて取扱量の減少した東京都内や川崎市内の卸売市場では荷受会社が廃業に追い込まれた。生産者や量販店は販売網が発達し品揃えの豊富な有力市場を選択する傾向が強まっており、今後もこの傾向が続くと、零細な市場、生産者・小売業者のニーズを取り込むことができなかつた市場などは淘汰の対象となることが考えられる。

卸売市場のなかで荷受会社から生鮮食品を買い、市場内で小売店や外食店に販売する役割を果たしている仲卸でも、市場外流通の増加、これまでの買い手であった青果店の減少で取扱高が減少している。さらに、仲卸が衰退する原因としては、小売業界の中心的存在であるスーパーを顧客としてつかめないことが揚げられる。平均的な仲卸では大量の仕入れを必要とするスーパーに対応できないこと、安定した価格と供給量を望むスーパーは価格が不安定なセリではなく相対取引を求める傾向があること、スーパーは仲卸よりも全国の産地の情報に詳しい荷受会社と直接取引引きする動きが拡大していることなどによって、仲卸はスーパーとの取り引きが進展しない状況にある。卸売市場を構成する荷受会社と仲卸という従来の流通システムの中心的存在は、市場外流通の増加、交通網の発達による大規模市場の有利性の増大、スーパーの台頭と青果店の衰退という流れのなかで、厳しい環境にさらされている。

しかし、価格形成の面では、取扱高の少ない中央市場でのセリによって決められる価格が市場外流通においても価格決定の重要な指標とされている。特に牛・豚ではその傾向が顕著であり、1995年時点で頭数では牛の59.6%、豚の82.0%が市場外流通であるにもかかわらず、価格決定は全国最大手の東京都中央卸売市場・食肉市場や大阪、福岡など複数の中央市場の価格が指標とされている。取扱高が少ないため値動きの激しい中央市場の価格を指標にすることは、買い手にとっては仕入れ値が不安定となり不利であるにもかかわらず、それに代わる指標が見つからないという矛盾を抱えている。

取引方法でも市場外流通が増加し、青果物のように規格化が進んだ商品に関しては、情報化が進めば卸売市場に商品を集める必要がなくなるという事態も想定されている。卸売市場は価格形成に関しては指標としての価値を維持しているが、今後情報化が推進され、市場外流通が増加すると、農協が集荷した品

物を個人経営の小売店に卸すという旧来の市場の在り方では存在意義が問われることになると考えられる。

(3) 消費

消費の面で、近年特に注目される動きとしては、消費者の安全・健康志向の高まりと消費者としての女性の重要性の増大である。まず、消費者の安全・健康志向については全体に高まっていると考えられるが、そのような志向の人が多く居住する地域というものが認められている。首都圏では神奈川県の港北ニュータウンや東急田園都市線沿線、関西地方では神戸市、芦屋市、西宮市の三市を中心とした地域である。前者の横浜市北部地域には、1996年12月と1997年6月に有機栽培や無農薬、減農薬の食品を多く扱うスーパーが開店した。スーパー側は、安全や健康面で優れた商品ならば価格が多少高くても受け入れる消費者がこの地域に多く存在していることに注目した。この地域も含め「神奈川方面」は生産者の側でも市場として重要視している⁹⁾。価格が比較的高くなる有機食品は、所得にある程度の余裕があり、有機食品自体に理解がある消費者の存在が必要になる。有機食品の購買が盛んな地域の特徴としては生協活動が活発なことも一つの条件と考えられており、低農薬、無農薬、有機栽培などの野菜、あるいはそれらを原料とした食品を扱っている生協の活動に触れる機会のあった消費者は、そのような商品についての知識があり、他のルートで購入する場合でも同様のものを選択する傾向が強いと考えられる。

次に、消費者としての女性という点では、まず、社会進出の増大という点から注目されている。1994年には、日本の女性の就業率は42.3%となっていること、旭化成工業の共働き家族研究所の調査によると「多少支出が増えても家事の時間や労力を減らしたい」と考える女性が全体でも43%強あり、この傾向は若い世代ほど、また、収入が高いほど顕著であること、社会全体としても女性が忙しい場合は市販の惣菜を利用することを受け入れる

状況にあることなどが今後の「食」の世界を変えていく要因と考えられている。すでに、米国流のHMR（ホーム・ミール・リプレースメント＝家庭料理に代わる調理済み食品）を導入したスーパーもある。

また、女性の嗜好という点では、多くの女性が日常生活のなかでダイエットを意識しているという事実から、最近の例ではおかゆや砂糖にかわる「太らない甘味料」など女性のダイエット志向に合った食品が流行し、年代によってはおかゆの原料である米の消費量が増加したり、砂糖の代替甘味料であるキシリトールなどの需要が増加している。逆に、飲料の場合では、茶系飲料やミネラルウォーターが好まれるようになったため、オレンジ果汁飲料の生産が減少し、果汁価格の低迷につながった。

以上のように、消費の面から農業を変える要因としては、消費者は農作物を含めて食品の安全性や健康の維持・増進への関心が高く、そのような意識に基づいて食品を選ぶ機会が多くなっていること、今後女性の社会進出が進むにつれて家庭での食事の内容が変化してくることが考えられる。また、女性の嗜好、今後さらに進行する高齢化社会においては、増加する高齢者のニーズも農業を変えていく要因になり得ると考えられる。

（４）農業からの起業の動き

前述の１項、２項では、生産・流通における動きを個別に見たが、農業をベースに加工、流通まで取り込んだ新しい事業を起こす動きもある。この動きを背景として「農業の六次産業化」ということが提唱されている（原田，1997）。「農業の六次産業化」とは、これからの農業のあり方として、農業は第一次産業、工業は第二次産業、商業は第三次産業と区別して考えるのではなく、それらを総合した産業を興してこそ農業と農村の活性化が図られるという考え方である。中山間地域の農村の場合、就業機会が少ないことが人口流出の一因とされており、このような産業の創出は農業人口のみならず農村人口の定着にも

寄与するものと考えられる。

「現代農業」1997年5月増刊号には起業活動の事例が報告されている。例えば、山口県阿東町において農業生産、加工流通、都市交流の事業を展開するグループ（野村，1997）、群馬県渋川市の稲作農家でありかつ無農薬無添加の漬物を販売する農家の事例（高桑，1997）がある。この二つの事例は、事業開始からかなりの期間を経て、現在は比較的規模が大きく、低農薬あるいは無農薬による農業を行っていること、経営者に強い理念があることが共通してみられる点である。このほか福岡県宗像市の畜産農家によるインターネットを利用した産直市場では、インターネットという新しいメディアを利用して生産者や生産状況を紹介することによって生産者の顔が見えるかたちで商品を販売するという事業を行っている（宮崎，1997）。また、農業活動を福祉活動や医療、教育と結びつけたかたちで行おうとする動きも構想、あるいは、試みられている（小川，1997；長岡，1997）。

1995年における農業就業人口のうち58%は女性である。この割合は1960年以降一貫して60%前後となっており、農業労働力として女性は重要な役割を果たしている。さらに、近年、起業の面でも「女性が経営責任をもって経済活動を行う経営」すなわち「女性起業」が注目されている。「図説農業白書（平成7年度版）」でも特に「女性による起業への取組」という項目が設けられている。それによると1995年3月のアンケート調査では全国に1255の女性起業があった。これは、1985年以降急激に増加し、1984年まで400弱であったものが、1985年から1989年までの5年間に約2.5倍の1000近くに増加し、1990年以降調査時点までで1984年までの3倍近い数に増加したものである。起業内容の内訳は、特産物や余剰農産物を用いた「食品加工」が最も多く、次いで収穫された作物を販売する朝市などの「流通・販売」が8割強となっている。その事例として、宮城（1997）は静岡県中川根町、青森県八戸市、栃木県宇都宮市の農家の

女性による3つの起業について報告している。これらはいずれも1985年以降に活動を開始しているが、宮城は、現在のような起業活動の前段階として農協・漁協・生活改善グループなどによる活動が行われていることを指摘している。これは、地域に密着した組織を通じての基盤づくりの重要性を表すものと考えられる。また、経済的な価値を持ちながらも、そのみではなく、個人の生活の満足、生活者としての商品へのこだわり、農村と周辺社会との交流を実現している点で、農村における積極的な生き方や農業の魅力を示す実例として社会にアピールするものは大きいと考えられる。

(5) 農業就業者の動向

「図説農業白書(平成7年度版)」によると、主として農業に従事する若い担い手は1990年代に入ってわずかではあるが増加傾向にあり¹⁰⁾、なかでも農家以外の出身で農業に従事する者が一貫して増加していること¹¹⁾、彼らの農業への就業理由には、自然や動物、農村生活への愛着や憧れ、有機農業等への意欲などが揚げられており、農業を職業の選択肢の一つとして捉え、家業としての農業ではなく農業という職業に魅力を感じて就業するという積極的な面が見出せる。また、農家の子弟で現在は他産業従事を主とするもののうち4割強は他産業より農業のほうが「メリットが多い」、「同じくらい」と回答しており、農業を職業として評価している姿勢がみられる。そして、農家子弟のうち他産業から離職して就農した者の就農理由としては、「家の事情」等の受動的な理由よりも「やり方次第でもうかる」、「時間が自由になる」、「自ら采配が振るえる」など経営面で自己の裁量に任される部分が多いという理由から就農したものが多くなっている。これらの結果から、近年、農業をその他の職業と同じレベルで考え、その上で選択するという新しい職業選択の傾向が生まれていることがわかる。また、暮らし方として都市ではなく農村への定住を選択する人々も増加し、結果として農業を営

むというパターンもみられる(田村、1997)。農業を家業ではなく職業の一つとみなす考え方は農業の価値が改めて評価された結果であり、今後は、そのような意識で就業してくる従事者や農村という環境を選択して移住し農業を営み始める人々を受け入れる農村側の体勢作りが重要であると考えられる。

(6) 小括

前項までに述べた農業における新しい動きから、農業及び農村が存続するために必要な条件としては、安全性や健康面を重視して商品の選択を行うようになった消費者のニーズに合った作物を提供すること、それによって付加価値を高め安価な輸入品との差別化を行うこと、農作物の生産だけではなく、加工・流通を含めた新しい業態を創造すること、単なる耕作者ではなく社会・経済の流れを読みとって行動する経営者的感覚の必要性、消費者あるいはスーパーなどの小売店との直接取引の有利性、生産者相互の連携の必要性である。また、家業としての農業ではなく農業自体に積極的な価値を見出して就業する新しいタイプの農業従事者の存在、都市にはない魅力を農村に求めて移住してくる新たな農村居住者の存在は、農業及び農村がそれらの人材を受け入れる条件を整えることの重要性も示唆している。

4. 現在の農業・農村問題に対する地理学の対応

筆者は前節に述べたような農業に見られる積極的な展開のなかに、農業及び農村が維持される可能性を見出すことができるし、農業及び農村の存続が経済的にも社会的にも要請されていると考える。

そこで、本節では、筆者が農業及び農村を考える上で重要な概念であると考えている「持続的農村システム」について、まず、背景となる「持続可能な開発」について述べる。次に「持続的農村システム」について紹介し、それに関する既存研究にも触れ、農業・農村の存続条件を示すために「持続的農村システ

ム」という考え方をを用いてどのようなアプローチが可能であるかを考えてみたい。

(1)「持続可能な開発」について

1992年、ブラジルのリオデジャネイロにおいて「環境と開発に関する国際会議」が開催された。この会議は、1972年、国連の場で初めて環境問題が議論されたスウェーデン・ストックホルムでの国連人間環境会議以降の環境問題に対する取り組みが集約されたもので、1992年の会議では、1984年に設置された「環境と開発に関する世界委員会（別名：ブルントラント委員会）」によって提唱された「持続可能な開発」が議論の中心となった。「持続可能な開発」とは「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような開発」とされている（環境庁、1997）。ここでは、開発と環境保全は対立する概念ではなく相互に依存し、将来にわたって開発を行うためには、開発が可能な環境を現在において保全することが必要という認識が示されている。また、世界的にみると、発展途上国は人口増加による食糧難や環境破壊という問題が深刻化しており、欧米の先進国では、畑作が主たる農業形態であることから連作や農薬の使用による土壌の劣化が問題となっていることも、「持続可能性（SUSTAINABILITY）」への関心が高まる一因と考えられる。

日本の場合は、1996年時点で耕地の54.5%が水田となっており、水田における稲作は水による浄化作用のため連作障害がおこらない。そのため、現在まで農薬等による土壌汚染などが問題にされることは少なく、耕地が耕地として利用できるか否かというようなレベルでの議論はなされてこなかった。しかし、前節に述べた農業就業人口の減少、耕地面積の減少、耕地利用率の低下という農業の生産基盤の弱体化という問題は、日本の農業及び農村の存続を脅かすものと考えられる。これは途上国における「持続可能な開発」とは異なるが、日本においても農業及び農村の現状を維持・改善していくことが必要であり、そ

のためにも農業及び農村の「持続可能性」を明らかにし、将来的な農業及び農村の存続に向けての条件を示すことは重要であると考えられる。

(2) 「持続的農村システム」について

1993年、IGUのなかに、農村システムの持続性に関する研究グループが結成された。これは、1964年以降、農村地理学者によって組織されてきた研究グループが、1984年から1992年にかけて「農村システムの変化」をテーマに研究を進めていくなかで、近年、農村でおこっている重大な変化が明らかになり、1993年、「農村システムの持続性」をテーマとする研究グループが結成されることになったものである。特に、農村システムについての持続性がテーマとされた理由は、農村が地球上のかなりの部分を占める土地利用形態であり、水質、土壌浸食、景観、食糧供給、健康などに大きな影響をもっていることによる。そして、この研究グループの目標としては、異なる地域の農村システムにも適用しうる持続性の概念規定、世界の異なる地域で開発と農村システムが持続的に維持されるためには何が必要かを調査することの2点が掲げられている。

具体的な研究課題については、発足から4年間の研究課題として次の4つが挙げられた。

1. 持続的農村システムの概念化：定義、構造、プロセス
2. 現存する農村システムの持続可能性の分析：地域分析、方法論、データベース、指標
3. 持続的農村システムのために現在なされている政策の評価：目標、政策、評価基準
4. 持続可能性を持った農村システムのモデル化：概念、方法、技術

この4つの研究課題は、具体的な調査によって1、2を並立させて進めつつ、調査結果を現実の社会に生かすために3の作業が必要となり、4のモデル化によって地域や時期が異なった場合でも適用が可能になると考え

られる。

また、丸山(1995)は、農地の荒廃や食糧不足などの農業問題とそれから派生する様々な経済・社会・環境問題を解決する鍵となる概念として「持続可能な開発」を挙げ、「環境と共生した農業システム」の確立し、農業・農村を復興させるため、農業地理学が貢献する必要性を述べている。

以上のように、地理学では「持続可能な開発」という考え方を取り入れて、農業が営まれる場としての農村を対象に農村システムの持続性を研究しようとしている。これが「持続的農村システム」と称されており、農業という経済的な側面だけでなく、それを支える農村という社会的側面にも配慮し、経済・社会の全体構造との関連を考えるという総合的な視点が要求されている。

(3) 持続的農村システムに関する既存研究

持続的農村システムに関連する既存研究では、まず、田林(1996)が、1980年代以降の欧米の動向として、農業の持続的発展と共に、農村自体の持続性が問題とされるようになってきたこと、農村の持続性とは、「現在および将来とも社会的・経済的に安定しており、自然的基盤を十分に保全・活用しながら、安全で質の高い生活を享受でき、それぞれの構成員がその農村コミュニティの一員であることに意義をみだし、積極的に農村を発展させようとしている」といった性格を指すものとして紹介している。そして、持続的農村では、村落の生活組織とコミュニケーションが十分に機能を果たしていることが重要であるとの視点から、黒部川扇状地の農村を事例に研究を行った。その結果、農業的土地基盤の脆弱な農村では、村落に伝統的なコミュニティとしての性格が残っており、土地基盤が整備され経済的安定がもたらされた村落では、それが変質あるいは崩壊しつつあることを指摘した。さらに、田林(1997)は、甲府盆地における果樹農村の調査事例からも、農村の持続性に関しては十分に機能を果たしているコミュニティの存在が重要であると

ている。

また、伊藤(1997)は、豊橋市の温室園芸地域と蒲郡市のハウスミカン産地の調査から、農業地域の持続的発展の条件について、①優れた地域リーダーとそれを補完する農家群が存在するか、②それらと管理組織という地域を構成する主体が互いに信頼関係で密接に結びついているか、③産地間競争に対して、どのような対応をとろうとしているか、④農家群と管理組織を構成主体とする産地独自のシステムが形成されているか、⑤そのシステムが回復力、自立性、安定性を高いレベルで有しているかという5点を掲げ、なかでも、地域リーダーの役割の重要性を述べている。

以上のことから、持続的農村システムについて研究する場合、コミュニティや地域リーダーという農村の社会的側面に着目することの重要性が明らかにされている。

5. おわりに

本報告では、農業と農産物が営まれる場としての農村の持続性が経済的にも社会的にも重要であるという観点にたち、まず、現在日本の農業と農村の抱える問題点を明らかにし、そのような中で農業や農村を活性化していこうとする新しい動きについて述べた。そして、地理学においても農業及び農村の持続性が研究課題となってきたこと、その解明のために、持続的農村システムという考え方をを用いて、農村の社会的側面に注目しつつ研究を行うことが重要であることを述べた。今後は、持続的に農業が営まれていると考えられる農村をフィールドとして持続可能性の要因分析を行い、持続的農村システムのモデル化を行って、衰退傾向にある日本の農村の存続に向けて有効な方策を提言したいと考えている。

注

- 1) 明治29年産からの統計によると、第二次大戦前では昭和8年産の1062万4千トンが最

- 高であった。
- 2) 農業関係者とは、農林省や農業団体の関係者、農林関係議員、農業問題研究者等を指す。
 - 3) 15歳以上で、農業に主として従事した者をいう。
 - 4) 『図説農業白書(平成7年度版)』による。
 - 5) 『ポケット農林水産統計-平成9年版-』による。
 - 6) ウルグアイ・ラウンド交渉合意への過程の中で、1994年緊急農業農村対策本部による「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」に新たな農業基本法制定に向けて検討を開始する旨が盛り込まれ、「農業基本法に関する研究部会」が結成されて1996年には部会報告が公表され、農林水産省内に検討本部が設置されている。
 - 7) 店頭価格は、サラダ菜で一株158円、リーフレタスは一株198円である。
 - 8) 昭和55(1980)年度と平成7(1995)年度を比較すると、需要量は、牛肉で2.6倍に増加したのに対し、豚肉は1.3倍の増加であった。これを反映して、生産量は、牛肉が1.4倍の増加に対し、豚肉は9.2%の減少であった。
 - 9) 有機農産物の生産・販売を行っている千葉県山武郡市農業協同組合睦岡支所の下山久信氏による。
 - 10) 新規学卒就農者と39歳以下のUターン就農者の合計は、平成2(1990)年度の4300人から平成6(1995)年度に6300人になっている。
 - 11) 非農家出身者による新規就農ガイドセンター等への就農相談者数、就農者数は、昭和62(1987)年度の開設以降年々増加し、平成6年度は相談者数が2526人、年度末の就農者数は236人であった。
- 一, 人文地理, 49(3), 108-109.
- 小川節子(1997):女性の感性を活かして過疎の村が千客万来の村に, 現代農業増刊, 63-69.
- 加藤一郎(1985):『法律学全集 50 農業法』, 有斐閣, 502 p. + 15 p.
- 環境庁(1997):『三訂地球環境キーワード事典』, 中央法規, 183p.
- 高桑 隆(1997):麴のパワーに注目した「生きもの漬物」で年商3億円, 現代農業増刊, 92-97.
- 田林 明(1996):農業的土地基盤の整備と農村の持続的性格-富山県黒部川扇状地の農村の事例-, 人文地理学研究, XX, 103-121.
- 田林 明(1997):農村の持続的性格とその条件, 人文地理, 49(6), 90-91.
- 長岡義幸(1997):農業・農村(癒しの力)を高齢者福祉と医療に活かす, 現代農業増刊, 78-83.
- 野村一正(1997):農業六次産業化を先取りする山口・船方グループ, 現代農業増刊, 70-77.
- 農林水産省統計情報部編(1997):『ポケット農林水産統計 平成9年版』, 36p. + 425P.
- 農林統計協会(1996):『図説農業白書 平成7年度』, 29p. + 365p. + 109 p.
- 蓮見音彦(1990):『苦悩する農村』, 有信堂, 222p.
- 原田 津(1997):農業基本法から農村基本法へ, 現代農業増刊, 6-13.
- 丸山浩明(1995):農業地理学は何をめざすか, 地理, 40(2), 32-36.
- 宮城道子(1997):農村女性起業の不思議な魅力, 現代農業増刊, 98-105.
- 宮崎隆典(1997):地域の仕事をつなげるインターネット産直市場の試み, 現代農業増刊, 84-91.
- IGU(1992?):Proposal for a Study Group on: THE SUSTAINABILITY OF RURAL SYSTEM, 7p.

文 献

伊藤貴啓(1996):農業地域の持続的発展に関する一試論-愛知県三河地方を事例として